

中国における意匠の類似判断 ～全体観察における各デザイン要素の重みの考慮～ 中国知的財産権訴訟判例解説（第81回）

特許復審委員会（原審被告）、ジャガーローバー有限公司（原審第三者）
上訴人

江鈴控股有限公司
被上訴人（原審原告）

河野特許事務所 所長・弁理士 河野 英仁

1. 概 要

専利法第23条第2項は外観設計（日本の意匠に相当）の創造性（日本の進歩性に相当）に関し、以下の通り規定している。

第23条第2項

特許権を付与する外観設計は現有設計又は現有設計の特徴の組合せに比べて、明確な相違がなければならない。

明確な相違が存在するか否かは、出願に係る外観設計と対比設計とを全体観察により比較し視覚効果を有するか否かにより判断する。両者を比較する場合、通常一致点と、相違点とが存在し、これらをどのように用いて総合的に類否判断を行うかが問題となる。

最高人民法院は、一致点及び相違点についてそれぞれ「重み」を考慮して全体観察を行い、明確な相違を有するとした北京知識産権法院の判決を取り消した¹。

2. 背 景

(1) 特許の内容

江鈴控股有限公司は、“オフロード車（陸風E32車型）”と称する外観設計特許201330528226.5（226特許）を所有している。226特許は、申請日は2013年11月6日に提出され、2014年4月23日

1 2018年11月28日最高人民法院判決（2018）京行終4169号